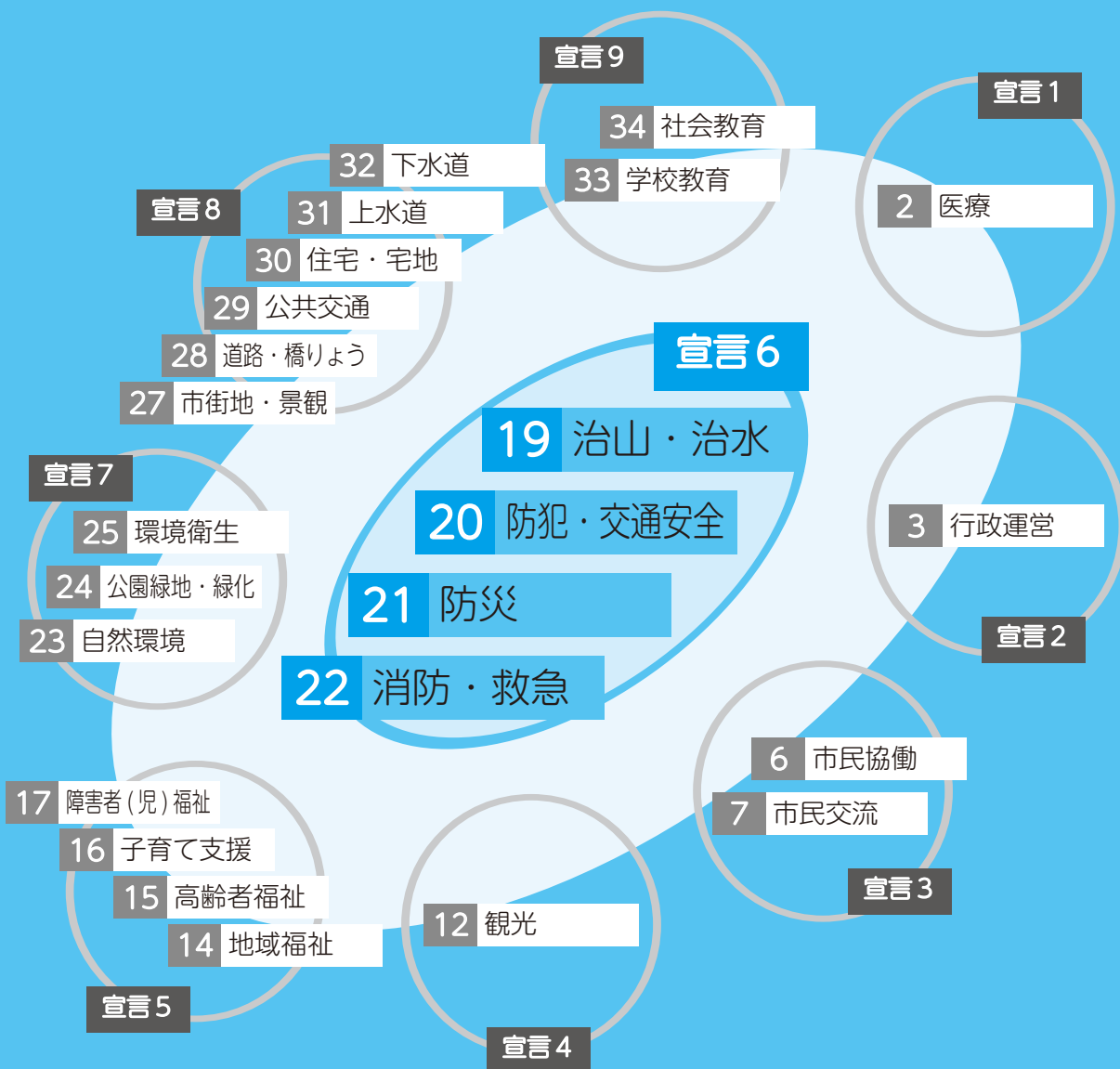


## 宣言 6

# 災害や犯罪などに対する地域の安全性を高めます

コミュニティ活動など地域が一体となった取組みを推進するとともに、自然災害や犯罪、交通事故など市民生活を脅かす不安の解消を図るため、都市環境を整備、充実し、周辺市町との広域的な連携も図りながら、消防や救急、救助、医療などの安全体制を強化します。



# 治山・治水

- 1 河川・ため池の保全・管理
- 2 雨水排水対策
- 3 治山対策
- 4 土石流・急傾斜地対策

## 1 河川・ため池の保全・管理

施策 191

<農林治水課>

### ●現状・課題

河川改修は、現在、県により砂防河川伏屋川、虎熊川、落洞南池川において、環境の保全・再生に配慮した改修工事が行われています。平成 20 年度には、自然環境や桜並木の景観の再生を取り入れた郷瀬川圏域の河川整備計画も策定されました。今後も、引き続き県による河川整備の推進を働きかけていく必要があります。

また、本市には、農業用ため池として全国でも最大規模である入鹿池をはじめ市内に約 150 箇所のため池があり、その数は県内で最も多い状況です。そうしたなか、平成 21 年度には、ため池の持つ多面的な機能を保全、整備するため、犬山市ため池保全計画を策定し、計画に基づき整備を進めてきました。

河川、ため池の中には、地域住民活動によって、周辺のごみ拾い、除草作業などの保全活動を行っているところもありますが、漏水点検や草刈りなどの河川やため池の通常管理は、施設の老朽化や農業関係者の高齢化により困難になってきており、今後の適切な管理方法の検討を進めていく必要があります。

### ●目指す姿と目標指標

環境の保全・再生に配慮された河川が整備され、集中豪雨時でも安全に暮らせるまちになっています。また、ため池が適切に維持・管理され、緊急時の水源としての機能や豪雨時の保水・遊水機能を持つとともに、市民の憩いの場となっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆河川工事件数	件	6	2009 年度	8	10
県による河川工事の件数。未整備箇所について現状値を上回る整備を目指します。					
◆ため池の耐震対策必要箇所数	箇所	5	2009 年度	2	0
耐震対策が必要な市内のため池の数。安全・安心の生活を築くため、改修工事を行い、耐震性に不安のあるため池を解消することを目指します。					
◆新郷瀬川の整備進捗率	%	30.0	2009 年度	65.0	100.0
郷瀬川と新郷瀬川の合流地点から富士橋までの整備延長 (4.4km) に対する実施率。平成 34 年 (2022 年) までの完成を目指します。					

### ●施策の展開方向

①河川・ため池の適正な維持管理	県管理河川は、県と連携して、適正な河川改修や維持管理に努めるほか、市管理の河川やため池についても、地元関係者との調整を図りながら、計画的な維持管理を実施します。
②協働による維持管理	河川やため池に必要な改修工事を実施するとともに、草刈りなどの通常管理については、地区住民との協働による管理を推進します。

## 2 雨水排水対策

施策 192

<農林治水課>

### ●現状・課題

本市の雨水排水は、新郷瀬川を境に木曽川流域と木津用水などを經由して流れる新川流域に大別されます。平成12年の東海豪雨による水害の発生により、新川流域では、様々な対策が取られています。木津用水路は下流に一級河川の合瀬川や五条川と合流する区間が存在しており、農業用水路と雨水排水路としての両方の機能を有しており、国営新濃尾農地防災事業に基づく改修事業を実施することにより、流下能力が28.16トン/秒まで確保できることになりました。現在は、木津用水路の下流にあたる合瀬川の改修を行っています。

しかし、近年、突発的で局地的に激しい雨が降るゲリラ豪雨の発生が増加しており、市内各地において道路冠水などの問題が発生しています。

今後は、雨水排水対策として、新川流域では木津用水の下流にあたる合瀬川などの河川改修が県によって進められるとともに、市内における雨水排水路や雨水貯留施設などの整備を計画的に進める必要があります。また、市内各地で発生する道路冠水などへの対策がされ、問題が解消されることも求められています。

### ●目指す姿と目標指標

新郷瀬川や合瀬川、新木津用水の改修が完成し、計画どおりに雨水の放流ができ、雨水貯留対策も進んでいます。市街地では、局地的な道路冠水が発生せず、安心して暮らせるまちになっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆道路冠水発生区域対策数	地区	2	2009年度	6	10

市内で雨水排水状況が悪く道路冠水などが発生する地区への対策数。これらの地区へ計画的に対策措置を実施することで目標値である10地区での実施を目指します。

### ●施策の展開方向

①木津用水路・新郷瀬川の整備促進	木津用水の流下能力を十分に発揮するため、下流にある合瀬川の改修、新郷瀬川の改修及び郷瀬川の改修を早期に完了するよう県に要望していきます。また、荒井堰で分流される新木津用水路の排水能力を向上させるため、新木津用水路改修の事業化に向けて取り組みます。
②雨水排水路などの整備促進	新濃尾農地防災事業や合瀬川改修計画に合わせた雨水貯留施設と排水路の具体的な整備計画を策定し、雨水排水路などの整備を推進します。
③道路冠水発生への対策促進	市内で雨水排水状況が悪く、道路冠水などが発生する地区に対して調査を行い道路冠水などの発生を軽減するための対策を進めます。
④雨水貯留浸透施設の普及推進	大雨による浸水被害からまちを守るため、各家庭に雨水浸透貯留槽・浸透樹の設置を呼びかけ、普及に努めます。

### ●重点事業

雨水排水路対策事業	雨水排水状況が悪く、ゲリラ豪雨で道路冠水などが発生する地区（西函師、五郎丸、橋爪、内田、羽黒地区など）に対して調査を行い、対策措置を行います。
-----------	---

### ●現状・課題

治山対策は、山地災害の発生の危険性が高い集落や市街地などの地域に対し、治山施設の設置や森林の整備を行い、山地災害から市民の生命・財産を守るために実施するものです。本市は約45%が森林であるため、治山対策が必要な箇所が多く存在し、これまで森林の整備や山崩れを防ぐ施設設置などの対策を進めてきています。

また、平成12年の東海豪雨や、近年の突発的で局地的に激しい雨が降るゲリラ豪雨による災害発生などから、山地災害を防止する治山対策の重要性は高まっており、地元からの治山対策に対する要望も増えています。

今後は、山地災害の発生の危険性が高い地域周辺住民の生命・財産を守り、安心して生活できるように地元要望や現地調査を通して治山対策が適切に実施されていくことが求められています。



### ●目指す姿と目標指標

森林が守り育てられ、山崩れなどを防ぐ治山施設が設置され山地災害を防ぎ、住民の生命・財産が守られています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016年度	2022年度
◆地元要望危険箇所数	箇所	14 2010年度	7	0

地元から要望のあった治山工事対象となる危険箇所数。これらの箇所に治山対策を実施することで地元から要望のあった危険箇所を無くすことを目指します。

### ●施策の展開方向

#### ①治山事業の推進

住民の生命・財産を守るため、地元との協議を踏まえ要望を的確に把握し、県への要望を行い、危険箇所の解消を早急に図るよう治山対策を推進します。

## 4 土石流・急傾斜地対策

施策 194

<建設課・防災安全課>

### ●現状・課題

平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づき、県において、土砂災害の恐れがある箇所を航空測量などにより調査を行った結果、市内には、警戒すべき箇所である「急傾斜地崩壊危険箇所※」が 371 箇所（人家あり：151 箇所）、「土石流危険渓流※」が 107 箇所（人家あり：51 箇所）ありました。県では平成 17 年度から、これらの箇所を詳細に把握するための基礎調査が行われ、その中で土砂災害の恐れのある区域を「土砂災害警戒区域」、住宅などが損壊し住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域を「土砂災害特別警戒区域」に順次指定しています。

市内には「急傾斜地崩壊危険箇所」及び「土石流危険渓流箇所」が数多くあるため今後も継続して基礎調査を実施するよう県に要望していきます。また、その結果については速やかに住民へ周知するとともに、地域の警戒避難態勢を見直し、住民の防災意識を高めるよう住民と協働し進める必要があります。

さらに、基礎調査により「土砂災害警戒区域等」に指定された箇所については、要支援者施設がある地域を優先して対策事業を実施するよう国及び県に要望し、事業の推進を図ることが求められています。

### ●目指す姿と目標指標

「土砂災害警戒区域等」が明確にされ、周辺住民が警戒区域の危険性を把握した上で警戒避難体制などが整備され、また、危険箇所の対策工事が実施され住民が安心して暮らしています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆急傾斜地崩壊危険箇所における基礎調査実施割合	%	16.7	2010 年度	42.6	68.5
市内の「急傾斜地崩壊危険箇所」(371 箇所：(人家あり：151 箇所))における現地調査の実施状況の割合。災害が発生する危険性の高い箇所や人家が周辺にある箇所を優先に行い年間 16 箇所程度の実施を目標に、目標値の達成を目指します。					
◆土石流危険渓流箇所における基礎調査実施割合	%	26.2	2010 年度	48.6	71.0
市内の「土石流危険渓流箇所」(107 箇所：(人家あり：51 箇所))に対する現地調査の実施状況割合。災害が発生する危険性の高い箇所や要支援者施設、人家が周辺にある箇所を優先に行い年間 4 箇所程度の実施を目標に、目標値の達成を目指します。					

### ●施策の展開方向

①急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険渓流箇所の基礎調査の推進	土砂災害防止法により県が実施する危険箇所等の基礎調査実施を支援し、市内の危険箇所について詳細を明確にします。
②土砂災害警戒区域等における防災体制の確立	土砂災害警戒区域等に指定された地区住民に対して、危険箇所の周知及び警戒避難体制の整備を重点的に実施し、防災体制の確立を図ります。
③土石流・急傾斜地対策事業の推進	国及び県は、土砂災害警戒区域等に指定された区域のうち、人家があり危険性の高い箇所、特に要支援者施設がある箇所から順次整備する方針であるため、本市として土石流・急傾斜地の対策が早期に実現できるよう国及び県へ要望していきます。

用語解説

**急傾斜地崩壊危険箇所** 傾斜度 30 度以上、高さ 5 メートル以上の急傾斜地。

**土石流危険渓流** 土石流の発生の危険がある渓流。

# 防犯・交通安全

- 1 交通安全意識の高揚
- 2 交通環境の整備
- 3 防犯体制・環境の整備

## 1 交通安全意識の高揚

施策 201

<防災安全課>

### ●現状・課題

車は、私たちが生活するうえで必要不可欠なものであり、より便利で快適な社会の実現を要望すれば、今後ますますその依存度が高まります。このようななか、交通事故や交通渋滞などの社会問題も深刻化してきました。

本市では、反射鏡設置などの安全対策工事や継続的な啓発事業を行った結果、増加傾向であった交通事故件数も平成 16 年度をピークに減少傾向にあります。

しかし、自動車台数や運転免許人口の増加、生活様式の夜型・レジャー志向型への移行、高齢ドライバーの増加、自転車利用者の増加などに加え、運転者の基本的な交通ルール違反や、交通マナーやモラルの欠如を改善するために、市民の交通安全意識の高揚が不可欠です。一瞬にして尊い命を奪い、平和な暮らしを奪う交通事故を撲滅するためには、交通安全教育、啓発活動を推進し、今後も市民の交通安全の意識を高めていく必要があります。

### ●目指す姿と目標指標

市民一人ひとりが他人を思いやる意識を持ち、運転者の交通マナーの向上と歩行者や自転車の交通ルールの遵守により、路上駐車や放置自転車などがなくなり、交通事故の少ない安全なまちになっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆交通事故(人身)発生件数	件	379	2009 年度	350	320
犬山警察署の発表による交通事故(人身)の発生件数。様々な交通安全運動を実施することで現状値に対して約 15% 発生件数を減らすことを目指します。					
◆交通事故による死亡者数	人	2	2009 年度	0	0
犬山警察署の発表による交通事故による死亡者数。交通安全対策を推進し、死亡者 0 を目指します。					

### ●施策の展開方向

①交通安全運動と教育の推進	警察や事業所、町内会などと連携して官民一斉大監視やシートベルト・チャイルドシート関所を実施するなど交通安全運動を展開し、交通ルールの遵守と身の回りの危険箇所の点検などを通して市民の交通安全意識の高揚に努めます。交通事故死ゼロの日や交通安全運動期間中には、市民と協働で街頭監視や広報活動を行い啓発に努めます。
②交通安全運動推進組織の育成	交通安全運動を展開するにあたり、愛知県交通安全協会犬山支部や犬山安全運転管理協議会に交通事故の発生状況や特徴に基づいた交通安全教育などを進めます。
③監視活動の充実	良好な生活環境を阻害しないよう、交通ルールや駐車マナーの啓発に努めるとともに、ボランティアと協働で放置自転車の監視に努め、駐輪場の利用を促進します。
④救済対策の充実	犬山市民交通災害見舞金制度により、被害者救済の強化に努めます。また、県の被害者支援制度との連携を図ります。

## 2 交通環境の整備

施策 202

<防災安全課・建設課>

### ●現状・課題

本市では、交通環境の向上のため、生活道路を中心にカーブミラーや交通安全灯の設置、道路の区画線の設置工事などを地元と協議しながら進めてきました。その結果、平成 16 年度をピークに交通事故発生件数は減少傾向にあります。

こうした交通環境の整備を進めてきた一方で、放置自転車による通行の妨げの問題も発生してきており、引き続き自転車の駐輪場対策を実施する必要があります。

また、近年は、これまでの車を中心とした道づくりから、歩行者が安全に歩くことができ、潤いを感じることで道路空間づくりが求められるようになってきました。そのため、都市計画道路の歩道部についても、歩行者・自転車などが安全に通行できる幅員の確保や道路整備に伴う修景に配慮した植樹帯の設置など、沿道の良好な景観づくりや安全な交通環境に配慮した道づくりが求められています。

### ●目指す姿と目標指標

都市計画道路の歩車道分離や生活道路の危険な箇所へのカーブミラーの設置など、安全で快適な交通環境が整備され、さらには放置自転車もなく安全・安心に人々が行き交っています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆都市計画道路における歩道整備率	%	52.9	2009 年度	59.0	65.0
都市計画道路の歩道整備済延長／整備計画延長 (68,030m / 22 路線／都市計画道路)。都市計画道路の整備を進めるとともに歩道整備を進めることで現状値の上昇を目指します。					
◆放置自転車数	台	346	2009 年度	240	150
16 箇所の駐輪場における放置自転車の数。交通指導員が毎週駐輪場の整理を実施することにより毎年 15 台ずつの減少を目指します。					
◆反射鏡設置	箇所	1,639	2009 年度	1,740	1,830
反射鏡の設置数。地元要望を調整しながら毎年 15 基程度の設置を目指します。					

### ●施策の展開方向

①交通安全事業の推進	交通安全施設などに関する住民の要望や事故多発危険箇所を把握し、事故防止対策を講じます。また、駅周辺の歩行者や車両の通行環境の向上を目指し、自転車駐輪場を整備し、安全確保に努めます。
②登下校時の安全確保	登下校時の危険箇所には交通指導員やボランティアによる見守りを行い、小学生の登下校時の安全対策を充実します。
③都市計画道路等の整備推進	犬山富士線、富岡荒井線、大口桃花台線などの道路整備を推進することで、修景に配慮した植樹帯の設置などにより、潤いを感じることで道路空間づくりに努めます。

### ●重点事業

交通安全運動事業	交通事故を防止するため、反射鏡や通学路標識などの交通安全施設を整備するとともに、駅周辺の歩行者や車両の通行環境を向上するため、自転車駐輪場の整備を進めます。
----------	--

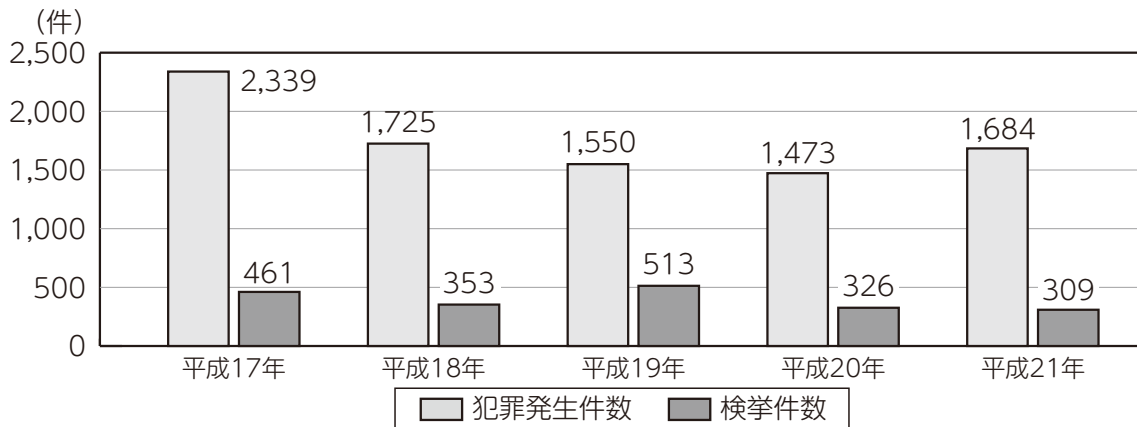
### ●現状・課題

社会構造の変化に伴い、犯罪も多様化しており、防犯活動も時代に即したものでなければなりません。本市は、警察と連携を図りながら、自助、共助を基本に、各町会長宅を防犯連絡所とする自主防犯組織、市内事業所などが加入している犬山防犯協会連合会、愛知県防犯協会連合会との協働のもと防犯活動を展開しています。活動内容は、犯罪の防止、青少年の健全な育成、暴力の追放キャンペーンなどの啓発活動を積極的に推進しています。

これらの活動により、刑法犯の発生件数は平成15年をピークに減少傾向にありますが、自転車盗や車上ねらいは増加傾向にあります。

今後は、従来の防犯活動に加え、高齢者をターゲットとする新たな犯罪などの防止も課題となり、市民、行政、警察、学校、事業所などが連携し、地域が一体となって犯罪や非行のない安全・安心なまちづくりを推進することが求められてきます。

犯罪発生件数及び検挙件数の推移（犬山警察署管内）



(資料 防災安全課)

### ●目指す姿と目標指標

市民、行政、警察、学校、事業所が一体となって、防犯活動を行い、誰もが安全に安心して暮らせるまちになっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆自主防犯パトロール団体数	団体	23	2009年度	34	46

愛知県の発表による自主防犯パトロール団体数。犬山警察署と連携して、毎年2団体程度の増加を目指します。

### ●施策の展開方向

①全市的な防犯運動の推進	防犯対策には地域の「住民の目」が有効であり、共助の力を大きくするために、地域住民とのコミュニケーションをとり、組織力の強化と地域住民の協力を得て、青色回転灯を装備した自動車（青パト）で自主防犯パトロールを行うなどの防犯活動を推進します。また、防犯灯の設置などハード面からの安全対策の強化も推進します。
②救済対策の充実	犬山市民犯罪被害者見舞金制度により、被害者救済の強化に努めます。また、県の被害者支援制度との連携を図ります。

### ●重点事業

防犯活動事業	自助・共助の精神を基本に犯罪の少ないまちづくりを推進するため、警察・地域・行政が連携して行う防犯教室や地域住民の協力を得た自主防犯パトロールなどの防犯活動を実施します。
--------	--



基本施策 21

(宣言6)

# 防災

- 1 災害に強いまちづくり
- 2 防災体制の充実
- 3 防災意識の高揚と防災組織の育成強化

## 1 災害に強いまちづくり

施策 211

<防災安全課・建設課・道路維持課・水道課・下水道課>

### ●現状・課題

近い将来、発生が予想される東海地震、東南海地震などの大規模地震に備え、市民の生命や財産を守るため、防災関係機関と連携し危険箇所の整備など、防災対策を進めてきました。また、小中学校や子ども未来園（公立の幼稚園）の耐震化、民間木造住宅の耐震診断や耐震改修補助などの取組みも推進してきました。

しかし、昨今の地球環境の変化に伴い、これまで以上の防災体制の強化と対策が求められています。

今後は、予測のつかない災害に対し、被害を最小限に食い止め、迅速に対応できる災害に強いまちを目指すため、防災計画を整備し、市民や防災関係機関との連携を深め、自助・共助・公助の意識の向上を図る必要があります。

また、災害時に必要となる物資などを運搬する輸送路や避難場所まで安全に移動できる避難路を確保するため、都市計画道路のさらなる整備を推進するとともに、安全な避難場所の確保、被災者生活に密着した重要なライフライン\*である上下水道施設の耐震化などを推進していく必要があります。

### ●目指す姿と目標指標

災害時でも緊急輸送路や安全な避難路、避難場所が確保され、多くの避難所において上下水道も使用できる災害に強いまちになっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆橋りょうの耐震率	%	87.0	2010 年度	100.0	100.0

平成6年度実施の橋りょう点検及び平成8年度実施の道路防災点検に基づき耐震対策が必要な橋りょうに対する整備割合。耐震整備が完了している橋りょう34基に対して、整備を必要とする残りの4つの橋りょうすべての整備を目指します。

◆水道施設の耐震化率	%	0.0	2010 年度	17.0	25.0
------------	---	-----	---------	------	------

耐震済主要水道施設/主要水道施設（12施設）。平成28年度（2016年度）目標の犬山配水場をはじめとした主要水道施設の耐震化を進め、目標年次の平成34年度（2022年度）においては耐震化率25%の達成を目指します。

◆下水道管きょ重要路線の耐震率	%	23.5	2010 年度	41.0	77.0
-----------------	---	------	---------	------	------

重要路線耐震延長/重要路線。犬山市下水道地震対策基本計画（平成23年度～平成35年度（2023年度））に基づき、重要路線の耐震化率77%の達成を目指します。

### ●施策の展開方向

①都市施設の耐震化推進	主要な道路の橋りょうや上下水道施設をはじめとする都市施設について、震災時においても安全・安心に利用できるよう耐震化を進めます。
②都市計画道路等の整備推進	犬山富士線（上野字大門交差点から扶桑町行政境）、富岡荒井線（羽黒字高見交差点から字上小針交差点）、大口桃花台線（主要地方道春日井各務原線から市道富岡荒井・春日井犬山線間）の整備を推進します。

### ●重点事業

橋りょう耐震補強事業	災害時などに安全な橋として耐震調査の結果、対策が必要な道路橋の耐震補強工事を実施します。
水道施設耐震化事業	災害時においても安定した給水を確保するため、水道施設の耐震化を実施します。
下水道施設耐震化事業	重要な下水道施設の耐震化を図り（防災）、被害の最小化を図る（減災）総合的な地震対策を実施します。

### ●現状・課題

身の回りに起こる災害には、地震やゲリラ豪雨のように被害が予測できないもの、台風や長雨などのあらかじめ雨量などが予測できるもの、インフルエンザのような感染症の流行が想定されます。

本市では、地震やゲリラ豪雨、台風や長雨などの対策に関しては、犬山市地域防災計画を策定し、各種の防災対策を計画的に実施し、防災体制の充実を図ってきました。総合防災訓練や土砂災害防災訓練の実施、災害時においては迅速な災害情報の発信や応急復旧活動など、市民の安全・安心の確保に努めてきました。

今後も、新たな避難所の指定、非常食などの防災備蓄品を継続的に確保することや、防災関係機関との連携を強化していくことが必要です。

また、インフルエンザなどの感染症対策に関しては、初動マニュアル<sup>\*</sup>を作成し、日頃から市民への情報提供に努めるなど、感染症の流行予防対策の推進が求められています。

### ●目指す姿と目標指標

災害時には、テレビ、ラジオ、携帯電話、ファックス、コミュニティFM放送<sup>\*</sup>、アマチュア無線などのメディアを使用し、住民へ災害情報が迅速かつ的確に提供されています。また、住民が避難所へ避難した際には、隣接した防災倉庫から食料、毛布などが配給できるまちなっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆防災倉庫の設置数	箇所	16	2009年度	23	30
主に避難所、広域避難場所に隣接した防災倉庫の設置箇所数。毎年1箇所ずつ増加を目指します。					
◆防災備蓄食料数	食	15,000	2009年度	19,000	22,500
市が備蓄する非常食（主食）の数。人口10%の3日分の非常食備蓄を目標に毎年500食ずつ増加を目指します。					

### ●施策の展開方向

①防災関係機関と連携した防災力の向上	総合防災訓練や土砂災害防災訓練など、災害の特性や地域性に応じた防災訓練を市民と一体となって行うことにより防災力の向上を図ります。また、企業や防災関係機関などと連携した防災体制の構築に努めます。
②災害予防体制の充実	避難路の確保をはじめ、新たな避難所の指定や、飲料水や食料などの物資、資機材の備蓄、防災倉庫の整備・充実に努めるとともに、防災ボランティア組織や市民組織など関係団体との連携による災害予防体制の充実・強化を図ります。また、高齢者や障害者など災害時に特に支援を必要とする人の援護が地域一帯で行えるよう、支援体制を充実します。
③情報の収集伝達体制の確立	地震災害や風水害の状況及び避難などに関する情報を市民に迅速に提供できるよう、市のホームページからの情報発信や災害時緊急メール提供サービスの登録利用者の拡大、携帯電話やテレビ、ラジオなどを活用した防災情報の収集・伝達体制を確立します。

用語解説

**初動マニュアル** 災害は発生直後に対応すれば、被害拡大を最小限にとどめることができるため、災害発生の可能性が高い場合や災害発生直後のとるべき行動をまとめたもの。

**コミュニティFM放送** 平成4年に制度化された超短波放送（FM放送）の一形態で、市町村の区域などを放送エリアとして情報発信するラジオ放送局。放送エリアが限定されるため、地域に密着した情報を素早く伝えることができる。

# 非常持出品を準備しよう

## 非常持出品

災害が発生し避難するときに、最初に持ち出すものです。避難しやすいよう、できるだけコンパクトにまとめましょう。



### 非常食

保存期間が長く、火を通さずに食べられるものが便利。

### 飲料水

赤ちゃんがいる場合は粉ミルクなども用意。

### 懐中電灯

夜間の必須アイテム。予備の電池も準備。

### 携帯ラジオ

FMとAM両方が聞けるもの。予備の電池も準備。

### 救急薬品・常備薬

応急手当ができる薬品類や、持病の常備薬など。

### 貴重品

現金（10円硬貨も）、通帳、健康保険証、免許証、印鑑など。

### その他

衣類、食器類、生理用品、携帯電話の充電器など。

## 備蓄品

災害復旧までの数日間を自活するための備蓄品です。最低でも3日分、できれば5日分を準備しましょう。



### 非常食

そのまま食べられるか簡単な調理で済むものが便利。

### 水

飲料水の目安は1人1日3リットル程度。

### 生活用品

アウトドア用品などが便利。燃料やコンロなども。

(資料 防災安全課)

## 重点事業

災害時要援護者避難支援事業

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者が災害の被災者にならないように、地域と連携して援護を行うための避難支援計画を作成します。

### ●現状・課題

平成 22 年 4 月現在、市内の 315 の町内会の中で 270 の町内会において自主防災組織が設置され、設置率は約 86%となっています。非常時において迅速な応急復旧活動を行うためには、地域における自主防災組織による共助が不可欠です。

国の地震調査研究推進本部の発表によると今後 30 年以内に本市が震度 5 弱以上の強い揺れに見舞われる確率は低いとされていますが、揺れの強弱に関わりなく、家具の転倒防止など地震による被害を未然に防ぐための自助の取組みは大切なことです。

平常時から自主防災訓練を実施するとともに、防災備蓄品の拡充などを行うことで、さらなる防災意識や危機管理意識の高揚を目指し、自主防災組織の育成を図っていく必要があります。

### ●目指す姿と目標指標

市民一人ひとりが高い防災意識と危機管理意識を持ち、日頃より自主防災組織が主体となって行う防災訓練などに積極的に参加しています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆自主防災組織設立町内会数	町内会	270	2009 年度	280	290
市内全町内会のうち自主防災組織を設立している町内会数。毎年 2 町内会程度の増加を目指します。					
◆防災用倉庫設置補助団体数	団体	5	2009 年度	9	12
防災用倉庫設置補助金交付要綱に基づく防災用倉庫設置補助団体数。2 年に 1 箇所ずつの設置を目指します。					
◆家庭で災害への備えをしている市民の割合	%	39.5	2010 年度	50.0	60.0
市民意識調査で『家庭で防災グッズ（非常持ち出し品）の備えをしていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。現状値の上昇を目指します。					

### ●施策の展開方向

①防災意識の高揚と防災啓発	総合防災訓練を毎年開催し、住民や防災関係機関との連携を推進することで、防災意識の高揚と防災啓発の向上に努めます。
②自主防災組織の育成	既設自主防災組織に対し、消防署員や防災担当職員のほか、防災リーダーが自主防災訓練において指導・協力を行うことで組織の育成強化を図るとともに、未設立の町内会には組織化を促進します。新設の際には、担架、ヘルメット、懐中電灯などの防災備蓄品の現物支給を行うほか、既存組織に対しては、防災用倉庫の設置助成を行い、自主防災力・地域防災力の向上に努めます。
③総合防災マップによる危機管理意識の高揚	地震、台風、洪水、土砂災害、豪雨などの様々な災害に対して市民が日頃から対応できるよう、災害への対策方法、避難場所や病院、さらには、災害時における危険箇所を示した総合防災マップを作成し、自助による危機管理意識の向上を図ります。

# 消防・救急

- 1 消防体制の整備・充実
- 2 火災予防の充実
- 3 救急・救助体制の充実

## 1 消防体制の整備・充実

施策 221

<消防本部庶務課>

### ●現状・課題

近年、災害などの緊急事案の様相が複雑かつ多様化する中で、発生する災害も昼夜を問わず多岐にわたる傾向が顕著になっています。

このような状況のもと、本市では本署、北出張所を拠点に市民が安全・安心に生活できるように、ソフト面においては地域防災力の要となる消防団員の確保を行い、ハード面では市南部方面の消防力強化を図るため、平成 23 年度に南出張所を開設させたほか、消防車両の購入、消防水利（防火水槽又は消火栓）の設置などに取り組んできました。

今後は、災害時の防災拠点となる消防庁舎などの消防施設が、常時機能できるように老朽化した建物の整備を行うほか、現状では、県市町消防本部の平均値に達していない消防水利の設置を計画的に進めるとともに、既存の消防水利についても常時使用できる状態にしておく必要があります。

さらに、大規模な災害が発生した場合にも十分な消防活動を行うため、近隣市町との連携による消防広域体制の確立などの検討を行い、より一層の消防力の強化・充実を図ることが必要です。



消防署 南出張所

### ●目指す姿と目標指標

災害対策が強化され、災害時には、消防署と消防団が緊密に連携し、迅速かつ的確に活動をしています。大規模災害時には、近隣市町と連携し適切に対応ができるまちなっています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆消防水利の充足率	%	77.0 2009 年度	83.0	87.0
現有消防水利数／基準数（消防水利の基準により算出した市街地に必要な消防水利数 670 基）。消防水利（防火水槽・消火栓）を年 5 基以上設置し、既存の消防水利についても、常時使用できるように維持管理、更新などを行います。愛知県市町消防本部の充足率の平均（平成 21 年度 79%）を早期に上回ることを目指します。				
◆消防団員の充足率	%	99.0 2009 年度	100.0	100.0
現有消防団員数／条例定数（168 人）。地域防災力の要となる消防団員を常に確保することを目指します。				



犬山市楽田婦人消防クラブ



赤バイ (消防活動二輪車)



出初式 (消防団)

## ● 施策の展開方向

① 消防力の充実・強化	最新の装備を搭載した消防車両を計画的に購入します。さらに消防水利の充足率向上のため、防火水槽は、公園や公共施設の駐車場などに、消火栓は、水道部水道課と連携した設置を計画的に行い、既存の消防水利については、常に使用できるように維持管理に努めます。また、消防庁舎などの消防施設が、常時機能できるように、老朽化した消防施設については、建替えなども視野に入れた整備を図ります。
② 消防団の充実・強化	地域防災力の要となる消防団員の人員確保に努め、さらには、地域の消防・防災リーダーの担い手として市民の信頼に応えられる人材の育成を図ります。また、消防団施設の整備・充実及び消防団員の技能・知識向上を目的とした訓練・研修などを実施するなど消防団組織の強化に努めます。
③ 消防広域体制の推進	愛知県消防広域化推進計画に基づく消防広域化及びデジタル無線の共同化・通信指令施設の共同運用について、近隣市町との連携、協議を進め、大規模災害などの対応ができるよう消防広域体制の確立を図ります。

## ● 重点事業

消防自動車等購入事業	消防活動が円滑に行えるよう消防本部・消防団の消防自動車や救急自動車などを計画的に購入（新規・更新）します。
消防水利整備事業	火災による被害を最小限に抑えるため、消防水利（防火水槽・消火栓）を計画的に整備します。

## 2 火災予防の充実

施策 222

<予防防災課・消防署>

### ●現状・課題

全国で発生する建物火災による死者数のうち、住宅火災によるものが9割を占め、その半数以上が65歳以上の高齢者で、原因の7割が逃げ遅れとなっています。本市の過去10年（平成13年～平成22年）における建物火災による死者（放火自殺者を除く）の発生状況は、火災件数8件に対し、死者は11名でありました。そのうち、7名（63.6%）は、逃げ遅れによるものであり、また、死者11名のうち、6名（54.5%）は、65歳以上の高齢者、10歳以下又は身体障害者などの身体弱者であり、全国と同様な傾向が見られています。

火災による被害者を抑制していくためには、住宅への火災警報器の設置の普及促進に加え、婦人消防クラブや少年消防クラブといった民間消防組織による効果的な啓発を図り、地域防災力を強化するとともに、防火管理者や防災管理者の養成、専門知識を有する予防技術資格取得者などの育成をしていく必要があります。

また、本市では、約86%の町内会で自主防災組織（270町内（平成22年4月現在））が設置され、消防署・防災担当職員や防災リーダーの指導による訓練を行っている組織もあります。

今後、地域の防災力をさらに向上させていくためには、地域の自主防災組織が創意工夫し、自主的な運営活動ができるように、行政と消防機関がその体制づくりをサポートしていく必要があります。

### ●目指す姿と目標指標

火災の未然防止と被害を軽減するための予防対策が充実し、火災から市民生活の安全が確保されたまちなっています。また、自主防災組織が自主的に防災訓練などを実施し、地域に密着した防災組織として活動できるまちなっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆住宅用火災警報器設置普及率	%	85.0	2010年度	100.0	100.0
設置世帯/全世帯（平成20年6月条例義務化以降の設置普及率）。すべての一般住宅、併用住宅、共同住宅などに設置が義務づけられており、出火危険排除のため早期に100%を目指します。					
◆自主防災訓練指導実施率	%	55.0	2009年度	60.0	65.0
訓練実施町内数/町内数。自主防災組織の65%での実施を目指します。					

### ●施策の展開方向

①自主防火管理体制の強化	火災などの災害を未然に防ぐため、予防技術資格取得者による防火対象物や危険物施設の査察を充実し、防火避難施設の点検の励行、防火・防災管理者や危険物保安監督者を中心に自主防火管理体制の強化を促進します。
②防火意識の高揚と出火危険の排除	住宅防火推進町内の防火指導及びアンケートによる住宅防火診断を実施するとともに、住宅用火災警報器の効果をPRすることで設置世帯の増加を図り、住宅火災による身体弱者などの死傷事故防止と、住民一人ひとりの火災予防の意識向上を図ります。また、平成5年から実施している住宅防火推進町内の設置を継続するとともに、市内全域での防火意識の高揚を図ることにより、出火危険の排除に努めます。
③市民・民間組織との連携による地域防災力の強化	地域防災の担い手となる婦人消防クラブや少年消防クラブ、民間消防組織などと連携し、市民と一体となった初期消火体制の確立や地域防災における災害弱者の安全対策を図ります。また、専門知識の習得、訓練の実施などを通して、自主防災組織の一層の防火・防災意識の向上を図り、災害時の組織的な初動体制を確立します。

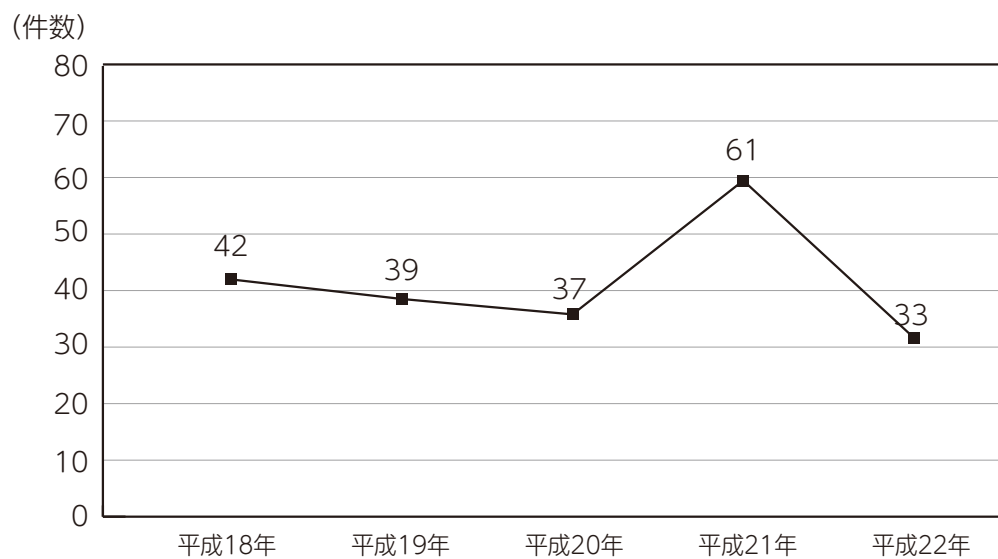


少年消防クラブ員消防体験



消火訓練

### 火災発生件数の推移



(資料 予防防災課)

## ●重点事業

### 住宅防火対策推進事業

住宅防火対策を推進するため、各種住宅での住宅用火災警報器設置の促進・啓蒙を行うほか、住宅防火推進町内の設置拡充（地区町内を一定期間指定して、集中して防火などに関係する指導を行い、地区の防火意識・知識の高揚を図る）や高齢者などの住宅防火診断によって、火災発生などの危険排除の助言指導を実施します。



### 3 救急・救助体制の充実

施策 223

<救急通信課・消防署>

#### ●現状・課題

救急・救助出場時における人命救助には、専門知識や技能を有した救急隊員、救急救命士及び救助隊員が不可欠であることから、その養成を計画的に実施しています。今後も、救急救命士の行う特定行為の処置が拡大されるため、救急資器材の高度化とそれに対応できる人材の育成が必要です。

本市における救急業務は、傷病者の生命の危険が予想される場合や3階以上の建物で発生した救急事故等に対して、消防隊と連携して活動し、迅速・的確な処置や搬送を行っています。

近年の救助事案は、複雑・多様化しており、その対応策として都市型救助、交通救助などの新技術の導入や救助資機材の充実、救助隊員の知識・技術の強化を進める必要があります。

また、突然の心停止に対応するため、公共施設や事業所などにAED（自動対外式除細動器）の設置が進められていますが、設置箇所の増加や消防車両への積載を進めていく必要もあります。

#### ●目指す姿と目標指標

救急救命士数を増加し、3台ある救急車に、常時2人の救急救命士が乗車している状態になっているなど、人材の確保と養成が進んでいるほか、救急・救助及び基幹病院、さらには防災ヘリコプター、ドクターヘリコプター※、DMAT（災害医療援助チーム）※が連携し、専門性を活かした救急・救助体制が確立されています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016年度	2022年度
◆運用救命士（消防署に配備され、現場に出場する救急救命士）	人	14 2009年度	18	20

実際に救急車に搭乗する救急救命士の人数。3台の救急車に常時2人の救急救命士が乗車していることが可能となる数を目指します。

#### ●施策の展開方向

①救急・救助業務の高度化	高度救命処置及び高度救助技術の習得を図るため、救急救命士においては、一層の人員確保を図り、特定行為（薬剤投与・気管挿管）認定者の養成を、救助隊員においては、消防学校等関係機関で都市型救助、交通救助などの研修により専門的人材の養成を進めます。また、メディカルコントロール協議会※や病院などでの研修、救急搬送時の処置及び救助活動に関する検証などを基に、救急・救助技術レベルの向上に努めます。加えて、救急車両などへのAED搭載を積極的に進めます。
②応急手当の指導・啓発	救急車適正利用のあり方について、市民に対する周知・啓発を行うとともに、救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう、定期的を実施している上級・普通救命講習や応急手当講習会、公民館などでの地域住民に対する随時講習会及び学校の授業としての救急講習会を積極的に行います。

用語解説

**ドクターヘリコプター** 医師、看護師がヘリコプターに搭乗して救急現場などに向かい、現場での救急医療、必要に応じて医療機関への搬送を行う。病院間の搬送も行う。本市では、毎年10件程度要請している。

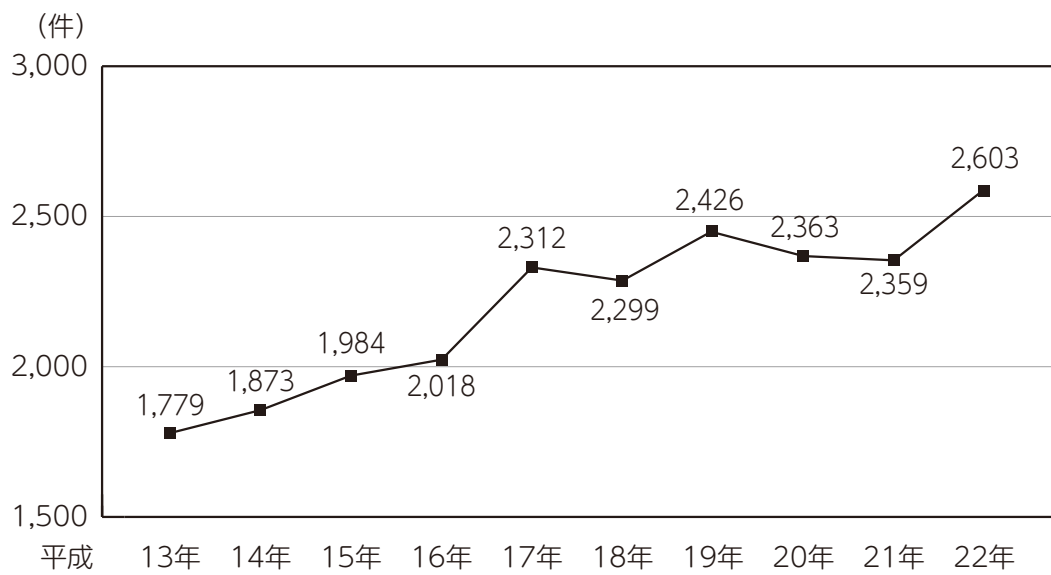
**DMAT（災害医療援助チーム）** 医師、看護師などで構成され、大災害・事故現場に迅速に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。愛知県は、平成20年に、県内12医療機関と協定締結。

**メディカルコントロール協議会** 医学的観点から救急隊員が行う応急処置などの質を保証する機関。



普通救命講習

### 救急出場件数



(資料 救急通信課)

### ●重点事業

救急救命士の育成事業	救急救命士の新規養成に併せて、現任の救急救命士を再教育し、高度救命処置（薬剤投与、気管挿管）の認定を取得させます。
救命講習・応急手当講習の普及事業	突然のケガや病気が発生した場合、そばに居合わせた人が積極的に救命処置や応急手当ができるよう講習会を開催します。